

スポーツジョイエ

Joy-e^{ジョイエ} 傷害保険

スポーツ向けプラン



日新火災

積立日常生活傷害補償保険

2019年10月改定

日新火災の傷害保険

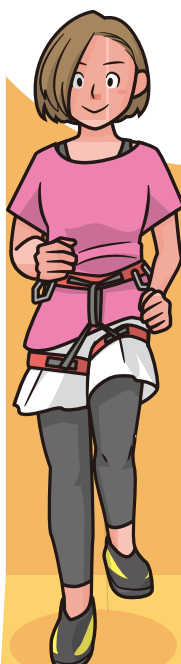
スポーツを
安心して
楽しむために。



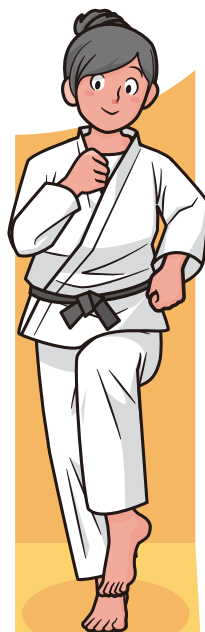
Tennis



Football



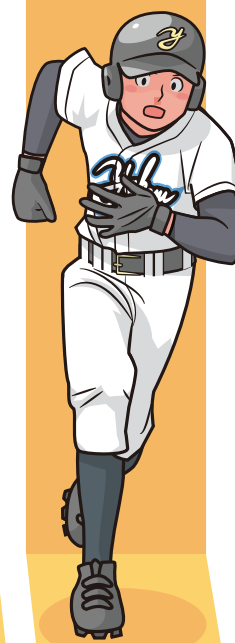
Sports
Climbing



Judo



Jogging



Baseball



3年後に5万円または10万円が戻ってくる!

骨折などの大けがに備えて!



スポーツ用品も補償!



スポーツに関する医療・健康
相談サービスを無料で!



ワン 1

うれしい満期返れい金

3年後の満期時に戻ってきます！

満期返れい金 50,000円

または

満期返れい金 100,000円



*ただし、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合は、その時点でご契約が終了しますので満期返れい金はお支払いしません。

ツー 2

スポーツ中を含め、日常生活におけるケガを24時間補償します！

ケガも！



さらに、熱中症も補償します。



- スポーツ中はもちろん、交通事故や仕事上のケガなど、日常生活におけるさまざまなケガを国内・国外を問わず補償します。

1週間以上の入院の場合、10万円の入院一時金をお支払いします。

用品も！



- ゴルフ中やスキー中の道具の破損など用品の損害を補償します。
- 外出中に盗難などの偶然な事故で、身の回り品(携行品)に損害が生じた場合も補償します。

*用品の補償はすべてのご契約タイプにセットしています。

賠償事故も！

示談交渉サービス付



- 漏水で下の階を汚損させてしまった場合や自転車事故など、日常生活における賠償事故も補償します。

*賠償事故を補償しないご契約タイプもございます。



注意 点

*ご契約の際、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額などの保険金額・保険金の支払条件等を制限させていただくことがあります。
*被保険者の年齢が保険期間の始期日時点において満81歳以上となるご契約は、お引受けできないことがありますので、あらかじめご承知おきください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
*次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額(他の傷害保険・積立保険・共済契約等の保険金額を含みます。)が1,000万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください。
・被保険者の年齢が保険期間の始期日時点で満15歳未満の場合
・保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意(署名)がない場合

タイプ別おすすめプラン

基本プラン



スポーツ好きのすべての方へオススメする**基本プラン**です。

山好きプラン



山歩きやスキー等をされる方向けに**救援者費用もセット**されたプランです。

ゴルフ好きプラン



携行品の補償が手厚く、**ホールインワン補償**もついた**ゴルフ好き**の方にオススメのプランです。

大満足プラン



スポーツ向けプランの**すべての補償がセット**され、**満期返れい金も10万円※**！**大満足のプラン**です。

※満64歳以下のプランの場合

3 スポーツヘルスサポートが**無料**で使える！

困った時は
お電話1本!!

スポーツ・アウトドア・レジャーをより長く、快適に楽しめるように、医療・健康分野の弊社提携専門家による各サービスを無料でご提供し、ご契約者(法人は除きます)・被保険者およびそのご家族の健康面をサポートします。

予約制

管理栄養士による

栄養相談サービス

運動してるのに
なかなかやせられない・・・
どうしたらいいの？



24時間・365日

一般健康・緊急医療相談サービス

夜中に
こどもが発熱！
どうしたらいいの？



予約制

専門医による

専門医相談サービス

腰痛を改善する方法を
教えて欲しい



診療科目		一般内科	一般外科	小児科	産婦人科
眼科	耳鼻咽喉科	皮膚科	歯科	心療内科	精神科
泌尿器科	消化器内科	消化器外科	循環器内科	心臓外科	整形外科
脳神経外科	呼吸器外科	乳腺外科	甲状腺外科	血液内科	小児神経科
口腔外科	腫瘍内科	腫瘍放射線科	緩和医療	漢方医療	糖尿病内科
頭頸部外科	血管外科	総合内科			

※本サービスは、弊社提携先を通じてご提供いたします。なお、本サービス内容は予告なく変更または終了する場合がありますので、ご了承ください。

被保険者の続柄および同居・別居の別は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

補償の種類	被保険者(補償の対象となる方)の範囲
ケガの補償 携行品損害 救援者費用 ホールインワン・アルバトロス費用	本人(保険証券の本人欄に記載の方となります。)
賠償責任	①本人 ②配偶者*1 ③本人またはその配偶者の同居の親族*2または別居の未婚*3の子 ④未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等(本人が未成年者もしくは責任無能力者である場合または②③のいずれかに該当する被保険者が責任無能力者である場合。ただし、本人または責任無能力者に関する事故に限ります。) ⑤本人の親権者の同居の親族*2または別居の未婚*3の子(本人が未成年者である場合)

※1 本人の配偶者をいいます。以下同様とします。 ※2 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。ただし配偶者を除きます。 ※3 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険の条件と保険料例

保険期間 **3年**

保険料 **月払**

被保険者の年齢

満64歳以下

本人型		基本プラン	山好きプラン	ゴルフ好きプラン	大満足プラン
ご契約タイプ		SA1	SA3	SA5	SA7
ケガの補償	死亡・後遺障害	610万円	697万円	524万円	718万円
	入院日額	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円
	入院一時金	10万円	10万円	10万円	10万円
	通院日額	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	携行品損害 (自己負担額:3,000円)	10万円	10万円	20万円	20万円
	救護者費用	—	300万円	—	300万円
	ホールインワン・ アルバトロス費用	—	—	30万円	30万円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
	個人賠償 保管物賠償 (自己負担額:5,000円)	10万円	10万円	10万円	10万円
	満期返れい金	50,000円	50,000円	50,000円	100,000円
月払保険料		3,200円	3,300円	3,500円	5,100円

保険の条件と保険料例

保険期間 **3年**

保険料 **月払**

被保険者の年齢

満65歳以上

本人型		基本プラン	山好きプラン	ゴルフ好きプラン	大満足プラン
ご契約タイプ		SB1	SB3	SB5	SB7
ケガの補償	死亡・後遺障害	209万円	305万円	233万円	329万円
	入院日額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	入院一時金	10万円	10万円	10万円	10万円
	通院日額	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	携行品損害 (自己負担額:3,000円)	10万円	10万円	20万円	20万円
	救護者費用	—	300万円	—	300万円
	ホールインワン・ アルバトロス費用	—	—	30万円	30万円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
	個人賠償 保管物賠償 (自己負担額:5,000円)	10万円	10万円	10万円	10万円
	満期返れい金	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
月払保険料		2,700円	2,800円	3,100円	3,200円

(注1) 被保険者の満年齢65歳以上のすべてのご契約タイプに、「後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約」および「入院保険金支払限度日数変更特約」がセットされます。

(注2) 団体扱・集団扱での契約をご希望の場合は、取扱代理店または弊社までご照会ください。

(注3) 賠償責任を補償しないご契約タイプもございます。上記以外のご契約タイプについては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

補償の
重複に
ついて

ご契約にあたっては、賠償責任、携行品損害、救護者費用およびホールインワン・アルバトロス費用の補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金

国内外において、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ^{*1}に対して、下記①～⑤の保険金をお支払いします。

①死亡保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、同一保険年度^{*2}内に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。

②後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額×4%～100%^{*3}をお支払いします。ただし、お支払いする保険金は、保険年度ごとに死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

③入院保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、180日^{*4}を限度に入院保険金日額×入院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。

④手術保険金

ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。

ア. 入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×10倍	イ. ア.以外の手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×5倍
--	-------------------------------------

ただし、1回の事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りします。

⑤通院保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)した場合に、30日^{*5}を限度に、通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。

- ※1日射または熱射による熱中症状および有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- ※2初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。
- ※3保険期間の始期日時点の被保険者の年齢が満65歳以上のご契約タイプ(団体扱・集団扱を除きます。)には「後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約」がセットされます。この場合には、後遺障害等級の第1級～第3級(死亡・後遺障害保険金額の78%～100%)までの後遺障害が補償の対象となります。
- ※4保険期間の始期日時点の被保険者の年齢が満65歳以上のご契約タイプ(団体扱・集団扱を除きます。)には、「入院保険金支払限度日数変更特約」がセットされ、30日となります。
- ※5「通院保険金支払限度日数変更特約」がセットされ、90日となることがあります。
- ※6登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 疾病・心神喪失によるケガ(例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など)
- 妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ
- 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないケガ
- ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、フリークライミング(スポーツクライミング^{*6}を除きます。)などの危険な運動中および航空機操縦中のケガ
- オートバイ・自動車競走選手、自転車競走選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

など

▲ 保険金は健康保険、労災保険、生命保険などとは関係なくお支払いします。

入院一時金支払特約(積立保険用)

入院保険金支払われる場合で、7日以上入院したときに、10万円をお支払いします。

携行品損害補償特約(新価払)

国内外において偶然な事故により携行品(被保険者が住宅外において携行する被保険者所有の身の回り品)に損害が生じた場合に、損害額^{*}から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額を保険年度ごとに保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、携行品1個、1組または1対につき10万円を限度(現金・乗車券・宿泊券などは5万円を限度)とします。

※損害額は新価額を基準に算出します。ただし、保険の対象が貴金属等の場合、時価額を基準に算出します。

上記【基本補償】の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ内容です。

- 置き忘れ、紛失
- 自然の消耗、劣化、変質、虫食いなどによる損害
- 保険の対象である液体の流出
- 汚れ、キズなど機能に支障がない外観上の損傷

など

【補償の対象とならない主なもの】
預貯金証書(通帳・キャッシュカード)、クレジットカード、自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ウインドサーフィン、動物、植物、コンタクトレンズ、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、ラジコン模型、眼鏡 など

▲ 盗難の場合には、必ず警察署にお届けください。

救済者費用等補償特約

国内外において次のア.～ウ.の事由により契約者、被保険者または被保険者の親族が、遭難した被保険者の捜索等に要した費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

- ア. 被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合
- イ. 急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合
- ウ. 被保険者が住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合

- 疾病・心神喪失によるケガ(例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など)
- 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないケガ
- ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、フリークライミング(スポーツクライミング^{*}を除きます。)などの危険な運動中および航空機操縦中のケガ

など

※登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

国内のゴルフ場^{※1}において、被保険者がゴルフ競技中^{※2}にホールインワンまたはアルバトロス^{※3}を達成したことにより、お祝いとして次のア.～エ.等の費用を負担した場合に、1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

- ア. 同伴競技者、友人たちに贈呈する記念品購入費用
- イ. 祝賀会費用
- ウ. ゴルフ場に対する記念植樹費用
- エ. 同伴キャディに対する祝儀

など

※1 国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で9ホール以上を有するものをいいます。

※2 ゴルフ場においてほかの競技者1名以上と同伴しパー35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。

※3 「ホールインワン」とは各ホールの第1打によってボールが直接カップインすることをいい、「アルバトロス」とはホールインワン以外で各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。

※4 ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催または後援するゴルフ競技をいいます（プライベートコンペは含みません。）。

個人賠償責任危険補償特約

国内外において被保険者がア.またはイ.の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金、争訟費用などを補償します。

ア. 個人賠償責任

日常生活における偶然な事故または住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

イ. 保管物賠償責任

他人からの借用財物を損壊、紛失または盗取されたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、自己負担額（1回の事故につき5,000円）を差し引いた額を、1回の事故につき10万円を限度に保険金をお支払いします。

示談交渉サービス付です。ただし、以下の場合は対象外です。

- ・国外で発生した事故の場合
- ・被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合
- ・損害賠償請求権者（被害者）またはその代理人が国内に所在しない場合 など

- ▲● 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- 事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故に係る損害賠償請求権者（被害者）は、優先的に保険金の支払を受けられる権利（先取特権）を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

- 被保険者が勤務（経営）しているゴルフ場で達成したホールインワン・アルバトロス
- ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワン・アルバトロス（ホールインワン・アルバトロス費用にご加入いただけません。）
- 他の同伴競技者が1名以上いない場合（公式競技^{※4}は他の競技者との同伴の有無を問いません。）

ア.イ. 共通

- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

ア. 個人賠償責任

- 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

イ. 保管物賠償責任

- 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故
- 自然の消耗、劣化、変質、虫食いなどによる損害

など

【保管物賠償責任の対象とならない主なもの】

通貨・預貯金証書・貴金属、自動車・原動機付自転車、動物・植物等の生物、建物、山岳登山等の危険なスポーツを行っている間のその運動のための用具 など

特約「オプション」

*被保険者がご契約者以外の方である場合において、被保険者になることを同意されていなかった場合等は、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保険契約の解除（その被保険者に係る部分に限ります。）を求めることができます。

*このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご参照いただくか、取扱代理店または弊社にご照会ください。

*保険商品の内容をご理解いただくための事項や特にご注意いただきたい事項を重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

*この保険には、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。

*弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。

*保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください（団体扱・集団扱を除きます。）。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご連絡ください。

*法人が積立型保険のご契約者となる場合は、自己資金でのご契約に限らせていただきます。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
 お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00～17:00(土日祝除く)]
 ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 24時間・365日 フリーダイヤル 0120-25-7474

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

● 安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。